

一、相关新法令、新政策

- [关于印发《限制用地项目目录（2006 年本增补本）》和《禁止用地项目目录（2006 年本增补本）》的通知](#)

【发布单位】国土资源部
 【发布文号】国土资发〔2009〕154 号
 【发布日期】2009-11-10
 【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于印发《限制用地项目目录（2006 年本增补本）》和《禁止用地项目目录（2006 年本增补本）》的通知
http://www.mlr.gov.cn/xwdt/zytz/200911/t20091112_127072.htm
 关于发布实施《限制用地项目目录（2006 年本）》和《禁止用地项目目录（2006 年本）》的通知
http://www.gov.cn/zwqk/2006-12/18/content_471717.htm

- [关于调整增值税扣税凭证抵扣期限有关问题的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税函〔2009〕617 号
 【发布日期】2009-11-09
 【实施日期】2010-01-01
 【提 示】该通知将增值税专用发票等扣税凭证的申报抵扣期限（原为 90 日）进行了调整。具体如下：

调整后	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>增值税一般纳税人取得 2010 年 01 月 01 日以后开具的增值税专用发票、公路内河货物运输业统一发票和机动车销售统一发票：</u> 应在开具之日起 180 日内到税务机关办理认证，并在认证通过的次月申报期内，向主管税务机关申报抵扣进项税额。 ▪ <u>实行海关进口增值税专用缴款书（以下简称“海关缴款书”）“先比对后抵扣”管理办法的增值税一般纳税人，取得 2010 年 01 月 01 日以后开具的海关缴款书：</u> 应在开具之日起 180 日内向主管税务机关报送《海关完税凭证抵扣清单》（包括纸质资料和电子数据）申请稽核比对。 ▪ <u>未实行海关缴款书“先比对后抵扣”管理办法的增值税一般纳税人，取得 2010 年 01 月 01 日以后开具的海关缴款书：</u> 应在开具之日起 180 日后的第一个纳税申报期结束以前，向主管税务机关申报抵扣进项税额。
实	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 该通知自 2010 年 01 月 01 日起执行。

一、関連する新法令、新政策

- [「土地使用制限プロジェクト目録（2006 年増補版）」及び「土地使用禁止プロジェクト目録（2006 年増補版）」を印刷配布することについての通知](#)

【発布機関】国土资源部
 【発布番号】国土資発〔2009〕154 号
 【発布日】2009-11-10
 【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 「土地使用制限プロジェクト目録（2006 年増補版）」及び「土地使用禁止プロジェクト目録（2006 年増補版）」を印刷配布することについての通知
http://www.mlr.gov.cn/xwdt/zytz/200911/t20091112_127072.htm
 「土地使用制限プロジェクト目録（2006 年版）」及び「土地使用禁止プロジェクト目録（2006 年版）」を公布施行することについての通知
http://www.gov.cn/zwqk/2006-12/18/content_471717.htm

- [増値税税金控除証憑の控除期限を調整する事項についての通知](#)

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国税函〔2009〕617 号
 【発布日】2009-11-09
 【施行日】2010-01-01
 【コメント】本通知は、増値税専用領収書等の税金控除証憑の控除申告期限（従来は 90 日）を調整し、具体的には次のようになる。

調整後	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>増値税一般納税人が取得する 2010 年 1 月 1 日以降に発行された増値税専用領収書、道路内陸河川貨物輸送業統一領収書及びエンジン付車両販売統一領収書：</u> 発行日から 180 日以内に、税務機関にて認証手続きを行い、尚且つ認証に通過した翌月の申告期間内に、主管税務機関に仕入税額の控除を申告しなければならない。 ▪ <u>税関の輸入増値税専用納付書（以下「税関納付書」という）の「照合を終えてから控除する」管理弁法を実施する増値税一般納税人が取得する 2010 年 1 月 1 日以降に発行された税関納付書：</u> 発行日から 180 日以内に、主管税務機関に「税関納税証憑控除明細」（紙媒体の資料及び電子データを含む）に検査照合を申請しなければならない。 ▪ <u>税関納付書の「照合を終えてから控除する」管理弁法を実施していない増値税一般納税人が取得する 2010 年 1 月 1 日以降に発行された税関納付書：</u> 発行日から 180 日以降の最初の納税申告期間が満了する前に、主管税務機関に仕入税額の控除を申請しなければならない。
実	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 本通知は 2010 年 1 月 1 日から実施する。

施 期 限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 納税人取得 2009 年 12 月 31 日以前开具的增值税扣税凭证，仍按原规定执行。
-------------	---

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9361961.html>

● 关于人民法院委托评估、拍卖和变卖工作的若干规定

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法释（2009）16 号
 【发布日期】2009-11-12
 【实施日期】2009-11-20
 【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=139349

● 国土资源行政复议规定

【发布单位】国土资源部
 【发布文号】国土资源部令第 46 号
 【发布日期】2009-11-14
 【实施日期】2010-01-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2009-11/20/content_1469024.htm

● 上海市促进服务外包产业发展专项资金使用和管理试行办法（上海）

【发布单位】上海市人民政府办公厅
 【发布文号】沪府办发（2009）49 号
 【发布日期】2009-11-03
 【提 示】该办法对服务外包专项资金的来源、使用范围、申报主体资格、申报和审核程序、资金拨付、需申请提交的材料和使用监督等进行了规定。其中包括：

支持 重点	离岸、高端、总部型服务外包发展。
使用 范围	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支持服务外包人才培养。 ■ 引导服务外包企业取得国际资质认证。 ■ 鼓励开拓离岸服务外包市场。 ■ 鼓励建立服务外包培训基地和实习基地。 ■ 鼓励总部型服务外包企业在上海发展。 ■ 推进服务外包公共服务平台建设。 备注：已由其他财政资金支持的项目不得重复申请。

施 期 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 納税者が取得する 2009 年 12 月 31 日までに発行された増値税控除証憑は、原規定に基づき執行する。
-------------	--

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9361961.html>

● 人民法院が評価、競売及び換金業務を依頼することについての若干の規定

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法釈[2009]16 号
 【発 布 日】2009-11-12
 【施 行 日】2009-11-20
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=139349

● 国土资源行政不服審査規定

【発布機関】国土资源部
 【発布番号】国土资源部令第 46 号
 【発 布 日】2009-11-14
 【施 行 日】2010-01-01
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2009-11/20/content_1469024.htm

● 上海市サービスアウトソーシング産業発展促進個別資金使用管理試行弁法（上海）

【発布機関】上海市人民政府弁公庁
 【発布番号】滬府弁発[2009]49 号
 【発 布 日】2009-11-03
 【コメント】本弁法は、サービスアウトソーシング個別資金の源泉、使用範囲、申告主体資格、申告及び審査認可手続き、資金の割当、申請時に提出しなければならない資料及び使用監督等について規定を行っており、次の内容が含まれる。

支援の重 点対象	オフショア、ハイエンド、ヘッドクォーター式サービスアウトソーシングの発展。
使用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービスアウトソーシング人材育成の支援。 ■ サービスアウトソーシング企業が国際資格認証を取得するための誘導。 ■ オフショアサービスアウトソーシング市場開拓の奨励。 ■ サービスアウトソーシング研修基地及び実習基地の設立奨励。 ■ ヘッドクォーター式サービスアウトソーシング企業の上海での発展を奨励。 ■ サービスアウトソーシング会社の公共サービスプラットフォーム構築の推進。 備考：その他の財政資金が支援しているプロジェクトは重複申請できない。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19969.html>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19969.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

二、関連する新情報

- [《关于限制被执行人高消费的若干规定》公开征求意见](#)

日前，最高人民法院公布《[关于限制被执行人高消费的若干规定（征求意见稿）](#)》，公开征求修改意见和建议（截止日期为 2009 年 12 月 30 日）。

（里兆律师事务所 2009 年 11 月 20 日整理编写）

- [「被申立人の高額消費制限についての若干の規定」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、最高人民法院は「[被申立人の高額消費制限についての若干の規定（意見募集案）](#)」を公表し、改善意見と提案を公募している（締切日は 2009 年 12 月 30 日）。

（里兆法律事務所が 2009 年 11 月 20 日付で作成）

- [中国非民用电价每度平均提高 2.8 分钱](#)

日前，国家发展和改革委员会发布通知调整南方、华中、华东、西北、东北、华北电网电价，自 2009 年 11 月 20 日起全国非居民电价每千瓦时平均提高 2.8 分钱，暂不调整居民电价，未来居民用电将逐步推行阶梯式递增电价。

（里兆律师事务所 2009 年 11 月 20 日整理编写）

- [中国の非家庭用電気料金がキロワットあたり平均 2.8 分値上りする](#)

先頃、国家発展改革委員会は通知を公布し、南方、華中、華東、西北、東北、華北の送電ネットワークの電気料金を、2009 年 11 月 20 日から全国の非家庭用電気料金をキロワットあたり平均 2.8 分の値上げ調整を行った。家庭用電気料金はひとまず据え置かれるが、将来において家庭用電気料金も段階的に値上げされるもようである。

（里兆法律事務所が 2009 年 11 月 20 日付で作成）

- [上海市外商投资企业“2009 年 10 月新设”和“2009 年累计”数据](#)

根据上海市工商局网站提供的统计数据，上海市外商投资企业“2009 年 10 月新设”和“2009 年累计”数据整理如下：

信息分类	数据	与去年同期比 增减%
2009 年 10 月 新设	企业户数	362 户 -29.71%
	投资总额	11.07 亿美元 12.16%
	注册资本	8.84 亿美元 60.69%
2009 年 累计	企业户数	52322 户 3.48%
	投资总额	3040.26 亿美元 9.11%
	注册资本	1785.83 亿美元 11.34%

（里兆律师事务所 2009 年 11 月 20 日整理编写）

- [上海市外商投资企业の「2009 年 10 月新設」及び「2009 年累計」データ](#)

上海市工商局のウェブサイトから確認できる統計データによると、上海市外商投資企業の「2009 年 10 月新設」及び「2009 年累計」データは次のとおりである。

情報分類	データ	昨年同期との 増減比%
2009 年 10 月 新設	企業数	362 社 -29.71%
	投資総額	11.07 億米ドル 12.16%
	登録資本金	8.84 億米ドル 60.69%
2009 年 累計	企業数	52322 社 3.48%
	投資総額	3040.26 億米ドル 9.11%
	登録資本金	1785.83 億米ドル 11.34%

（里兆法律事務所が 2009 年 11 月 20 日付で作成）

更正启事

亲爱的《里兆法律资讯》读者：

第 178 期《里兆法律资讯》(LeeZhao Newsletters_Issue 178_20091107-20091113) 的新信息“某著名跨国手机生产商处罚经销商“窜货”事件的《反垄断法》分析”中，对于“欧盟竞争法关于‘限制商品销售地域’的规定”部分内容有误(第 8 页)，特予以更正，并将更正后的分析文章在本期中再次全篇刊登。

该部分更正后大意如下：按照欧盟竞争法规定，“限制商品销售地域”原则上不能适用法律的豁免而应当被认定为违法；只有在规定的例外情况下，才可适用法律的豁免。

以上。跟您造成了不便，敬请谅解。

里兆律师事务所
即日

訂正のお詫び

「里兆法律情報」読者の皆様：

第 178 期「里兆法律情報」(LeeZhao Newsletters_Issue 178_20091107-20091113) の新着情報「ある有名な多国籍携帯電話メーカーが代理店の『(特定地域外への)商品横流し』を処罰した事件に関する『独占禁止法』分析」中の「EU 競争法の『商品の販売地域を制限する』ことについての規定」に関する一部の内容に誤りがありました(第 8 頁目)。皆様には謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正後の分析内容をもって本期ニューズレターにて改めて全文を掲載させていただきます

訂正後の内容は、EU 競争法の規定によると、「商品の販売地域を制限する」ことは、原則として、法律の免除を適用できずに違法と認定されることになり、定められた例外状況に限り、法律の免除を適用できるというものです。

読者の皆様には迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

里兆法律事務所
即日

● 某著名跨国手机生产商处罚经销商“窜货”事件的《反垄断法》分析

“窜货”事件的简要回顾

2009 年上半年开始，济南、杭州等地某著名品牌手机的部分经销商因不满某著名跨国手机生产商(以下简称“该生产商”)对其“窜货”行为课以重罚而发起了针对该品牌手机的声讨、拒卖活动，在全国范围内引起了广泛的关注。该事件的大致经过如下：

- 05 月 21 日，该品牌手机在全国约 200 个经销商聚集长沙，声讨该生产商打击“窜货”的巨额罚款行为；
- 06 月 01 日，该品牌手机数十位浙江当地经销商齐聚该生产商的杭州办事处，要求其归还“窜货”的巨额罚款；
- 06 月 10 日，该品牌手机在山东的约 40 家经销商打出横幅，一致拒卖该品牌手机；
- 06 月 15 日，上海的部分经销商也加入了拒卖行列；
- 08 月 03 日，来自全国 15 个省市的 280 多家经销商在北京集体声讨该生产商，称该生产商存在价格垄断、偷税漏税、侵害消费者权益等行为。

● ある有名な多国籍携帯電話メーカーが代理店の「(特定地域外への)商品横流し」を処罰した事件に関する「独占禁止法」分析

「商品横流し」事件背景の確認

2009 年上半年から、済南、杭州等の地域における、ある有名ブランドの携帯電話の一部の代理店が、ある有名な多国籍携帯電話メーカー(以下「当該メーカー」という)が自身の「(特定地域外への)商品横流し」行為に重い罰則を科したことを不服とし、同ブランド携帯電話に対しての糾弾と不買運動を行い、これが全国範囲で広く関心を持たれた。この事件のおおよその経緯は次のとおりである。

- 5 月 21 日、同ブランド携帯電話の全国の約 200 社の代理店が長沙に結集し、当該メーカーによる「商品横流し」取り締まりにおける巨額の違約金を科す行為を非難した。
- 6 月 1 日、同ブランド携帯電話の数十社の浙江現地の代理店が当該メーカーの杭州事務所に集結し、「商品横流し」に関する巨額の違約金を返還するよう求めた。
- 6 月 10 日、当該ブランド携帯電話の山東の 40 社ほどの代理店が横断幕を掲げ、同ブランド携帯電話の一斉不買運動を行った。
- 6 月 15 日、上海の一部の代理店も不買運動の行列に加わった。
- 8 月 3 日、全国の 15 の省市からの 280 社余りの代理店が北京に集結し、当該メーカーを糾弾し、当該メーカーには価格の独占、脱税・税金

申告漏れ、消費者権益の侵害といった行為があると非難した。

“窜货”事件的《反垄断法》解析

所谓“窜货”，是指某一地区经销商将自己的产品销售到其他地区同一品牌经销商代理区域的行为。“窜货”行为的发生与产品销售模式密不可分。根据公开报道，该生产商在中国内地主要的销售模式是，以省为单元设立省级直控经销商（以下简称“FD”），FD 下辖地市级经销商，该生产商与 FD 签订协议，严格限定 FD 向其下辖地市级经销商的销售价格，并约定了地市级经销商的销售区域，也就是说，各地市级经销商之间不能跨区域销售，否则，会面临该生产商的处罚。但是，由于同一种品牌手机在不同地区的销售价格存在价差（即，该生产商对每个地区确定的销售价格可能不同），并且各经销商都有完成销售指标的压力，因此，出于追求利益，也就有一些经销商冒着被处罚的风险从事“窜货”行为。

“窜货”事件的背后，实际上反映的是该生产商的销售模式问题。从《反垄断法》角度，该生产商的上述销售模式涉嫌违反了《反垄断法》第十四条的相关规定，可能构成“固定或限定商品转售价格”及“限制商品销售地域”等两项垄断行为，具体如下所示：

相关法条	构成要件	可能的法律后果	相关法律风险
■ 《反垄断法》第十四条，“禁止经营者与交易相对人达成固定或限定商品转售价格的垄断协议：（一）固定向第三人转售商品的价格；（二）限定向第三人转售商品的最低价格；...	■ 经营者与交易相对人达成固定或限定商品转售价格的垄断协议。 ■ 垄断协议的形式可能包括书面或口头协议、决议、决定等，及默契、协调等协同行为。	■ 由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额1%以上、10%以下的罚款；对于尚未实施垄断协议的，可以处以50万元以下	■ 由于《反垄断法》中有明确规定，因此，现阶段“固定或限定商品转售价格”被有关部门认定为违法的法律风险较大。

「商品横流し」事件の「独占禁止法」解釈と分析

ここでの「商品横流し」とは、ある特定地区の代理店が、自己の製品をその他の地区の同一ブランドの代理店の代理地区に販売する行為をいう。「商品横流し」行為の発生には、製品の販売モデルと密接な関連性がある。公開された報道によると、当該メーカーの中国大陸における主な販売モデルは、省単位で省級の直接支配販売代理店（以下「FD」という）を設置し、FDの下に市級の代理店を設置し、当該メーカーはFDと契約を取り交わし、FDからその下の市級代理店への販売価格を厳格に制限し、尚且つ、市級代理店の販売地区を約定しており、つまり、各市級代理店間では地域を跨ぎ販売を行うことはできず、もしも販売を行った場合には、当該メーカーに罰せられることになる。ただし、同一種類のブランド携帯電話は、地域ごとの販売価格に差があり（即ち、当該メーカーが地域ごとに確定する販売価格が異なる場合がある）、尚且つ各代理店はいずれも販売指数を達成しなければならないというプレッシャーから利益追求を優先させ、罰せられるリスクを冒して「商品横流し」行為を行う代理店も一部あった。

「商品横流し」事件の背後に、実際に浮かび上がってくるのは当該メーカーの販売モデルである。「独占禁止法」の観点から見た場合、当該メーカーの上記販売モデルは、「独占禁止法」第14条の関係規定に違反する疑いがあり、「商品再販価格を維持し、又は限定する」及び「商品販売地域を制限する」という2つの独占行為を構成するおそれがあり、具体的には下表にて説明する。

係る条項	構成要件	考えられ得る法的効果	係る法的リスク
■ 「独占禁止法」第14条、「事業者が取引先と次の独占的協定を締結することを禁止する。（一）第三者に商品再販する価格を維持すること。（二）第三者に	■ 事業者と取引先が商品再販価格を維持し又は限定する独占的協定に合意する。 ■ 独占的協定の形式には書面又は口頭による協定、決議、決定等、及び黙約、調和等の協同行為も含まれることが考えられる。	■ 独占禁止法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、尚且つ前年度の年間売上額の1%以上、10%以下の罰金を併科する。独占的協定を実施して	■ 「独占禁止法」に明確な規定があることから、現段階で「商品再販価格を維持し又は限定する」ことは、関係部門に違法であると認定され法的リスクが高い。

	<p>...”</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 该垄断协议不符合《反垄断法》第十五条规定的豁免条件。 ■ 通常，经营者限定交易相对人转售商品的价格并不违反《反垄断法》规定。 	<p>的 罚 款。</p>			<p>商品を再販する最低価格を限定すること。...」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該独占協定の「独占禁止法」第15条に定める免除条件には適合しない。 ■ 通常、事業者が取引先の商品再販の最高価格を限定することは「独占禁止法」の規定に違反しない。 	<p>いない場合は、50万人民元以下の罰金を科すことができる。</p>	
<p>限制商品销售地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 《反垄断法》第十四条，“禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：...（三）国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。” 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 经营者与交易相对人达成限制商品销售地域的垄断协议。 ■ 垄断协议的形式可能包括书面或口头协议、决议、决定等，默契、协调一致协同行为。 ■ 理论上，可能要求经营者在市场上具有一定优势地位（见后文分析）。 ■ 该垄断协议不 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额1%以上、10%以下的罚款；对于尚未实施垄断协议的，可以处以50万元以下的罚款。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 对于“国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议”，《反垄断法》及其配套法律尚未明确规定，该条款属于立法上的兜底条款。 ■ 有关部门是否依据该条款认定“限制销售地域”违法，目前存在不确定性。后续，可能会由《反 	<p>商品販売地域を制限する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「独占禁止法」第十四条、「事業者が取引先と次の独占的協定を締結することを禁止する。……（三）国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者と取引先が商品販売地域を制限する独占的協定に合意する。 ■ 独占的協定には書面又は口頭による協定、決議、決定等、及び黙約、調和等の協同行為も含まれることが考えられる。 ■ 理論上、事業者に係る市場での一定の優越的地位があることが求められると思われる（後文に分析）。 ■ 当該独占協 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 独占禁止法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、尚且つ前年度の年間売上額の1%以上、10%以下の罰金を併科する。独占的協定を実施していない場合は、50万人民元以下の罰金を科すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定」については、「独占禁止法」及びその関連法律では明確な規定が行われておらず、同条は立法上の包括条項である。 ■ 関係部門が、同条に照らして、「商品販売地域を制限する」ことが違法だと認定するかかどうかについては、現時点では、

		符合 《反垄 断法》 第十五 条规定 的豁免 条件。		垄 断 法》配 套 细 则、指 南 等 做 解 释。
--	--	--	--	--

		定は「独 占 禁 止 法」第 15 条に定め る免除条 件には適 合 不 し 確 定 性 を 有 す る 。 今 後、「独 占 禁 止 法」の 関 連 細 則、 手 引 等 に よ り 解 釈 が 行 わ れ る もの と 思 わ れ る。		
--	--	---	--	--

值得注意的是，国家工商行政管理总局 2009 年 04 月出台的《关于禁止垄断协议行为的有关规定（征求意见稿）》第六条规定，“禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议。……（二）经营者无正当理由与交易相对人达成协议，约定交易相对人只能在特定的区域市场内从事经营活动。……。”这在某种程度上说明，反垄断执法部门倾向于认定“限制商品销售地域”属于《反垄断法》第十四条中“国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议”。但是，对于何谓“正当理由”，上述征求意见稿中并没有明确。根据《关于禁止垄断协议行为的有关规定（征求意见稿）》第七条的规定，所谓“正当理由”，可能指的是《反垄断法》第十五条规定的情形。

在反垄断法理论上，经营者与交易相对人达成的“限制商品销售地域”、“固定或限定商品转售价格”的协议，属于纵向限制协议。在纵向限制协议中，除了“固定或限定商品转售价格”具有明显的反竞争性以外，其他类型的纵向限制协议是否必然产生限制竞争的效果而受到反垄断法的规制（某些纵向限制协议有时是有益于消费者、甚至是促进竞争的，例如，生产商要求经销商在销售某种产品时必须提供售后服务），需要具体情况具体分析。

从国外的实践来看，欧盟竞争法将“限制商品销售地域”作为一种纵向核心限制（vertical hardcore restraint），对于这类协议，原则上不能适用法律的豁免而应当被认定为违法，但是，也有例外的情况，例如，如果这类协议是卖方限制其直接买方在卖方的或在卖方为其他买方保留的独占地域，或向卖方的或卖方为其他买方保留的专有客户进行主动销售，且，这种限制不影响买方客户的销售，那么，这类协议便可以适用法律的豁免。由此可见，欧盟竞争法在对待“限制商品销售地域”的违法性上，也不是一概而论的，关键也是要看这类协议是否会产生限制竞争的效果。

综上所述，“限制商品销售地域”行为是否必然违法，或在什么情况下才违法，在《关于禁止垄断协议行为的有关规定》等正式出台之前，还存在一定的不确定性。

注意すべき事項としては、国家工商行政管理総局が 2009 年 4 月に公布した「独占的協定行為を禁止することについての関係規定（意見募集案）」第 6 条では、「事業者と取引先が次の独占的協定を締結することを禁止する。……（二）事業者が正当な理由なく取引先と合意し、取引先は特定地域の市場内では事業活動を行えないと約定すること。……。」と定められており、これは、独占禁止法執行部門はどちらかという「商品販売地域を制限する」ことは「独占禁止法」第 14 条にいう「国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。」に該当すると認定していることを多かれ少なかれ物語っているわけだが、何をもち「正当な理由」とするのかについては、上記の意見募集案においても明確にはされていない。「独占的協定行為を禁止することについての関係規定（意見募集案）」第 7 条の規定によると、「正当な理由」とは、「独占禁止法」第 15 条に定める状況をいうものと思われる。

独占禁止法の理論から言うならば、事業者と取引者が取り交わす「商品販売地域の制限」、「商品再販価格を維持し又は限定する」協定は、縦関係の制限協定に該当する。縦関係の制限協定においては、「商品再販価格を維持し又は限定する」ことは明らかに競争を阻害するほか、その他類似する縦関係の制限協定が競争を制限する効果を必然的に生むことによって独占禁止法の規制を受けるかどうかについては（一部の縦関係の制限協定は消費者に有利な場合もあり、ひいては競争を促進する場合もあり、たとえば、メーカーが代理店に対し、ある製品を販売する際には必ずアフターサービスを提供するよう求めることなどがこれである）、具体的な状況に基づき具体的に分析しなければならない。

国外の実践を通して見ると、EU 競争法は「商品の販売地域を制限する」ことを 1 種の縦方向の核心的制限（vertical hardcore restraint）としており、これに類似する協定は、原則として、法律の免除を適用することはできず違法と認定されることになるが、例外的状況もあり、たとえば、これに類似する協定が、売り方が直接の買い手に対して、売り方の若しくは売り方がその他の買い手のために確保している独占地域にて、又は売り方の若しくは売り方がその他の買い手のために確保している個別のクライアントに対して、自主的に販売を行うことを制限するものであり、尚且つこの制限が買い手のクライアントの販売に影響しない限りにおいて、この種の協

定も法律の免除を適用できる。このことから、EU 競争法の、「商品の販売地域を制限する」という違法性の取り組みについては、一概に論じることはできないが、これらの協定に競争を制限する効果が生じるかどうかを判断することがポイントとなる。

以上から、「商品販売地域を制限する」行為が必然的に違法になるかどうか、又はどのような状況であれば違法となるのかについては、「独占的協定行為を禁止することについての関係規定」等が正式に公布されるまでは、一定の不確定性が存在する。

外商投资企业应当如何应对

对于外商投资企业（作为生产商或供应商时）而言，在与其经销商的供货协议（或合作协议等）中固定或限定经销商相关商品的转售价格，以及划分经销商销售区域的情况并不少见，通常，这些协议中还会约定违约的“罚款”或“罚金”等。但是，随着《反垄断法》的生效及其配套细则、指南等的后续出台，外商投资企业在与其经销商签订相关协议时，应当注意其中的法律风险并采取相应的应对措施。对此，律师结合相关实务经验，简要提示如下：

1. 由于现阶段在相关协议中“固定或限定商品转售价格”被认为违法的可能性较大，因此，建议将相关协议中直接固定或者限定价格表述调整为“建议价格”、“指导价格”、“参考价格”等、或采取“以...为参考”、“以...指导”等措辞，并且，建议不直接规定相应的处罚内容。
2. 同时，可以在现行法律的框架内采取一些灵活的变通措施来督促或约束经销商自觉执行相关销售政策、市场管理办法等。

结语

此次“窜货”事件目前尚未结束，如果后续该“窜货”事件进入了司法程序或者相关反垄断执法部门介入调查，相关法院的判决或者反垄断执法部门的处理结果可能会对上述“国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议”的认定具有很强的指导意义，上述应对措施也可能因此而调整。因此，对于“窜货”事件的最新进展，律师将给与持续的关注。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令全文内容：

《中华人民共和国反垄断法》

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

《关于禁止垄断协议行为的有关规定（征求意见稿）》

<http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/fld/200904/P>

外商投资企业はこれを如何に対処すべきか

外商投资企业（メーカー又はサプライヤーとしてのケース）の立場から見た場合、その代理店との商品供給契約（又は提携契約等）において、代理店の係る商品の再販価格を維持し又は限定し、及び代理店の販売地域を区分するという状況は少なからずあり、通常、これらの契約中には違約時の「ペナルティー」又は「罰金」についても約定している。ただし、「独占禁止法」の施行及びその関連細則、手引等の公布に伴い、外商投资企业がその代理店と係る契約を締結する際には、その中に潜む法的リスクに注意し、係る対処策を講じなければならない。この点について、筆者は係る実務経験とあわせ、以下のとおり簡潔にコメントする。

1. 現時点では係る契約中の「商品再販価格を維持し又は限定する」ことが違法であると認定される可能性が相対的に高いことから、係る契約中で価格を直接に維持し又は限定する表現を「希望価格」、「指導価格」、「参考价格」等に調整するか、又は「...を参考にし」、「...をもって指導し」等の言い回しを採用し、尚且つ係る処罰の内容を直接には定めない方がよい。
2. また、現行の法律の枠組において、弾力的で融通が利く措置を講じ、代理店に係る販売政策、市場管理方法等を自主的に執行するよう促し又は拘束するとよい。

まとめ

この度の「商品横流し」事件は現在まだ終結しておらず、今後この「商品横流し」事件が司法手続の段階に突入し又は係る独占禁止法執行部門が調査に介入した場合、係る法院の判決又は独占禁止法執行部門の処理結果は、上記の「国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定」の認定に対し、強い指導的意味合いをもつことになると思われ、上記の対処策もこれにより調整が必要となるおそれがある。したがって、「商品横流し」事件の最新の進捗については、筆者は引き続き関心を払いたい。

備考：

係る法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。

「中华人民共和国独占禁止法」

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

「独占的協定行為を禁止することについての関係規定（意見募集案）」

[020090427545000463689.doc](#)

<http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/flid/200904/P020090427545000463689.doc>

（里兆律师事务所 2009 年 11 月 20 日整理编写）

（里兆法律事務所が 2009 年 11 月 20 日付で作成）